

事 務 連 絡
令和3年8月11日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症の感染者の輸送に関する道路運送法第20条の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染者（以下「感染者」という。）の輸送に関する道路運送法（昭和26年法律第183号）第20条の取扱いについて、下記のとおり整理することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、遺漏なく対応されたい。

なお、本取扱いについては、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

現在、新型コロナウイルス感染症の感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、東京都等を緊急事態措置区域とする緊急事態宣言が発出されているところであるが、国民の生命及び健康を保護するためには、感染者を病院、宿泊療養施設等に円滑かつ迅速に輸送することが不可欠である。

そこで、緊急事態宣言が発出された緊急事態措置区域に限り、地方自治体又は地方自治体の指導に従った者が感染者を病院、宿泊療養施設等に運送する申込みを行い、当該感染者の症状等に鑑み迅速に運送する必要がある場合には、当該運送の営業区域外に在する一般旅客自動車運送事業者であっても、当該事業者の判断により、道路運送法第20条第1号に該当する「営業区域外旅客運送」として当該運送の申込みを引き受けることができるものとする。

ただし、当該運送の申込みを引き受ける一般旅客自動車運送事業者は、地方自治体の指導等にも従いながら、感染者を運送するために必要な感染防止対策を徹底することとし、当該運送を行った輸送実績については、遅滞なく地方運輸局に報告することとする。